平成２５年（フ）第４０３号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番29号　ハイツマロン502号室、前住所栃木県宇都宮市城東２丁目20番12号
債務者　藤井　　洋
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０４号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番29号　ハイツマロン502号室、前住所栃木県宇都宮市城東２丁目20番12号
債務者　藤井美智子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０２３号
東京都足立区入谷９丁目30―31
債務者　布俣　　勤
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６０号
東京都足立区綾瀬２丁目14―11―302
債務者　速水　聖子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６４号
東京都稲城市矢野口1829―１―206
債務者　久保田眞人
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６９号
埼玉県上尾市小敷谷1012―１―302、住民票上の住所東京都調布市入間町２丁目３―86
債務者　朝比奈玄三
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７９号
東京都品川区八潮５丁目１―２―304
債務者　山口　富子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９２号
東京都日野市西平山５丁目３―１―108
債務者　川瀬　秀之
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９５号
東京都江戸川区新堀１丁目38―５　コージーハウス138Ｂ―104
債務者　山本　智宏
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１６号
東京都大田区多摩川２丁目９―15―401
債務者　大曽根眞美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１１７号
神奈川県横浜市港北区綱島台26―19　グリーンパレスⅠ201
債務者　安藤　晴美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２１号
東京都板橋区坂下１丁目38―16―302
債務者　平栗　伸恭
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２２号
東京都練馬区東大泉６丁目31―21―102
債務者　荒木　利雄
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２３号
東京都豊島区千早３丁目11―１　第２小山コーポ101
債務者　君嶋　明広
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１３０号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1109―５
債務者　矢吹　千保
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１３３号
東京都江戸川区東葛西８丁目６―27―103
債務者　冨屋　　治
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部